国会事項

衆議院

議案提出

二月十二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

健康・医療戦略推進法案

独立行政法人日本医療研究開発機構法案

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

難病の患者に対する医療等に関する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

二月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問主意書（柚木道義提出）

医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問主意書（小池政就提出）

ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員階猛提出東北地方における医学部新設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「竹島の日」記念式典に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

二月十二日内閣から次の議案が送付された。

健康・医療戦略推進法案（閣法第二一号）

独立行政法人日本医療研究開発機構法案（閣法第二二号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第二三号）

難病の患者に対する医療等に関する法律案（閣法第二四号）

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

質問主意書提出

二月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

食品の放射能汚染による健康障害に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四号）

質問主意書転送

二月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書（蓮舫提出）（第一一号）

日台関係に関する質問主意書（江口克彦提出）（第一二号）

情報収集衛星による画像情報の取扱いに関する質問主意書（藤末健三提出）（第一三号）

答弁書受領

二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平提出公益通報者保護法に関する質問に対する答弁書（第六号）

参議院議員川田龍平提出アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する質問に対する答弁書（第七号）

参議院議員有田芳生提出拉致問題の情報収集活動と拉致被害者及び特定失踪者家族に対する情報提供などに関する質問に対する答弁書（第八号）

参議院議員糸数慶子提出普天間飛行場の辺野古移設に伴う名護市長の許認可権限等に関する質問に対する答弁書（第九号）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、二月十日午前十時四十六分御出門、特集展示「２０１１．３．１１平成の大津波被害と博物館―被災資料の再生をめざして―」及び国際浮世絵学会創立五十周年記念・江戸東京博物館開館二十周年記念特別展「大浮世絵展」を御覧のため、東京都江戸東京博物館（墨田区）へ行幸啓、午後一時三十七分還幸啓となった。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本トランスオーシャン航空乗員組合から、労働協約破棄の撤回等の要求に関して、平成26年２月16日以降、同組合の組合員が従事する日本トランスオーシャン航空株式会社の全職場（東京都、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年２月14日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年２月17日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（大阪府及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年２月14日

厚生労働大臣　田村　憲久

別記

大阪府　四条畷駅

広島県　五日市駅

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

長野地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律６条１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

平成26年２月14日

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　長野地方検察庁　平成26年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年２月14日

3　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成22年１月ころから平成24年10月ころまでの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

塩川務を経営者とする貸金業者が業として金銭を貸し付け、法定の１日当たり0.3パーセントの割合を超える利息を受領(検察官が既に把握している利息等の受領に使用した預金口座につき、後記４(2)参照)した行為（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律５条３項後段違反、主な犯行態様につき、後記４(3)参照)。